

地域的不統一法国の判決を日本で承認執行する場合の国際裁判管轄  
(間接的一般管轄)の要件についての一考察

目次

小室百合

- I はじめに
- II B G H一九九九年四月二十九日の事案
- III ドイツの学説
- IV 結び——日本において承認執行する場合の間接管轄の要件について

## 一 はじめに

アメリカ合衆国のような地域的不統一法国の判決を承認執行する場合、国際裁判管轄（間接的一般管轄）の要件について若干の問題が生じる。すなわち、日本法からみて管轄地として指定された州と実際に当該外国判決を下した州とが異なる場合、管轄の要件は満たされているのか否か、ということである。このような問題は、まだ日本で生じておらず、従って議論もされていないのが現状である。しかし、ドイツで若干の議論がなされている<sup>(1)</sup>ので、本稿ではそれらを紹介するとともに、地域的不統一法国の判決を承認執行する場合の国際裁判管轄（間接的一般管轄）について、考察をすることにする。

二 BGH一九九九年四月二九日の事案<sup>(2)</sup>

原告は、アメリカ、ウィスコンシン州、ミルウォーキーに住む女性である。原告は、一九八六年にイリノイ州にある L. Machine Tool Company, Inc. 会社（以下 L 会社と略す）から、ドイツ企業 L. Werkzeugmaschinen-fabrik Lu（以下 L u 会社と略す）会社が製造した Stahlrue 機械を購入した。被告一は、L 会社の唯一の持ち主であり、L 会社の社長であり、L. Lu 会社の経営者であった。L. Lu 会社の持ち主は、当時は被告二であり、一九九〇年二月二八日に被告三が同会社（L. Lu 会社）を引き継いだ。

原告の主張によれば、原告が購入した機械には欠陥があつて、正常に運行できなかつたとのことである。原告は、一九九一年の初めに、まず L 会社を、ウィスコンシン州の連邦地方裁判所 United States District Court, Eastern

District of Wisconsinに損害賠償を求めて訴えた。続いて、原告はドイツに住む被告一と被告二に訴訟を拡大し、その際に、L.L.Uとして営業活動をしたことを挙げていた。召喚状を伴った訴状は、一九九一年三月二三日に被告達宛に送達された。この当時、イリノイ州の土地を被告一と被告二は所有していたが、一九九一年の間に彼らはこの土地を被告二に譲渡した。被告達とL会社は一九九一年八月五日にアメリカで破産を申し立てたが、訴訟には応訴しなかった。一九九二年一月一六日の欠席判決によって、アメリカの連邦地方裁判所は被告達を連帯債務者とし、訴訟費用とともに二二八万五七ドル三〇セントを原告に支払うよう判決を下した。判決の総額のうち、一〇〇万ドルが懲罰的損害賠償であった。

本件訴訟手続では、原告は、被告一と被告二に対するアメリカ裁判所判決の一部の執行を求めた。すなわち、補償的損害賠償にあたる、一二八万五七ドル三〇セントに二二〇ドルの訴訟費用を加えた部分である。ラント裁判所は、相互の保証の要件について鑑定人の鑑定結果をふまえて、当該訴えを認めた。そこで、被告は訴えの却下を求めてオーバーラント裁判所に控訴したところ、オーバーラント裁判所は請求を棄却した。<sup>(3)</sup>これに対し、原告は上告した。独米間には、条約の規定がないので、BGHは本件判決の承認執行の可否を一般条項、すなわちZPO三二八条及び同七二二条に従って、判断すべきことになった。

### 三 ドイツの学説

この事案<sup>(4)</sup>では、ドイツ法<sup>(5)</sup>からみて、イリノイ州が国際裁判管轄地となるのに、実際に判決を下したのは、ウイスコンシン州の裁判所であったことが問題となった。学説の見解は、判決国が地域的不統一法国である場合に、ドイツ

法からみて管轄を有する裁判所と異なる州の裁判所が判決を下した場合、当該判決を承認するか否か、換言すれば、国際裁判管轄を肯定するか否かで見解が分かれる。

(1) 国際裁判管轄肯定説

BGH判決やGeimerらは、判決を下した州——BGH一九九九年四月二九日判決の事案の場合は、ウイスコンシン州——の裁判所の国際裁判管轄を肯定する。その根拠を次のように説明する。

まず、BGHは、次のように述べる。

ZPO三二八条一項一号は、判決国の裁判所がドイツ法によれば国際裁判管轄を持つか否かに焦点を合わせており、判決を下した裁判所が土地管轄を有していたとみられるかどうかは重要ではない。<sup>(6)</sup> アメリカという国の特殊性については、アメリカの連邦裁判籍を領土的に分断することは正当ではない。<sup>(7)</sup> そして、ZPO三二八条一項一号の目的は、統一的な連邦国家の管轄をいくつかの領土的部分的管轄に分断することを正当化するものではない。ZPO三二八条一項一号は、第一に、判決国の手続法を少なくとも国際的に受け入れられた原則で考慮することを保証すべきものである。そして、ZPO三二八条一項一号は、内国法からみれば紛争と十分な関連性を持たない外国裁判所の前で防御しなければならないことから被告を保護すべきものであって、当該外国内部の土地管轄には関わらないのである。一定の外国法の適用から被告を保護することを担っているのは、ZPO三二八条一項四号のみである。<sup>(8)</sup>

Nagel / Gottwaldは、概説書において、次のように述べる。<sup>(9)</sup>

カナダや米国のような地域的不統一法国の場合、一部の判例によれば、承認が求められている判決を下した裁判所が存在する州内に財産があることが要件とされることがあるが、それには賛成しがたい、なぜならば、承認の管轄(要件)は、一つの国家を全体(総体)として見なしており、また、その国の国内の裁判組織は各国の専決事項だからである。さらに、米国の連邦裁判所はまさに統一的に組織されている。その意味では、連邦の州ごとに独立した裁判所が存在しているわけではないのである。外国国家がバイエルンなどに財産があることに着目し、財産があるラントのラント裁判所から下される判決というものを要求するようになったならば、ZPO二三条は、逆に、その意義を失うであろうこともあわせて検討すべきである。ドイツと同じく米国においても、州の裁判所と連邦裁判所とが権利保護システムを構築している。それならば、連邦裁判所の判決の場合にも、国全体で管轄があることのみが要求されるべきであろう、と。

同じく、Geimerも概説書において、次のように述べる<sup>(10)</sup>。

それぞれ固有の裁判制度を有する地域的不統一法国家(例えばアメリカ)では、判決国の主権が及ぶ全地域に対して、管轄の関連性(管轄原因)があればよいのである。承認を求められている判決を下した裁判所の属する州の裁判所・裁判管轄区域内の裁判所に、ドイツの管轄規則を仮に適用したならば、管轄が認められたはずであることは、要件とはされていない。なぜなら、判決を下す仕事を当該国家の中で配分することは、ZPO三二八条一項一号によれば、些細な判決国内部の内部事情だからである。反対説によると、承認における国際裁判管轄の要件を審査する際、中央集権的ではない国家については、ZPO三二八条一項一号によってZPO一二条以下の規定と結びつけられている重要な管轄原因は、承認が求められている外国判決の行われた州内に存在しなければならぬことが重要と

なると主張されているが、かような反対説に従うならば、外国国家の裁判所の構成原理が、判決国の国際裁判管轄権の有無の審査のなかに組み込まれてしまい、その結果、被告には国際的な裁判を受ける義務があることを肯定するという、受け入れがたい結果をもたらすことになってしまうだろう。つまり、このような被告の国際的な裁判を受ける義務というものは、連邦制国家よりも中央集権国家の方が、領土的には広範になってしまうことになる。このような事態は、ボン基本法三条一項に合致しないというべきであろう。さらに、ドイツのように連邦と個々の州の裁判権の構造がよく似ている国家の場合、何を要件とすべきかが不明となるであろう。確定判決を下した裁判所が州の裁判所ではなくて、当該判決国の国全体における上級裁判所の場合には、いったいどうすればいいと言うのか、と。

Haas, BGH, 29. 4. 1999 の判例評釈において、次のように述べる。<sup>(11)</sup>

どのような裁判籍が州裁判所判決を正当化するかという問題について、判決裁判所が帰属している司法制度の *Regelungshoheit* が誰に付随しているかによって決定するとすると、ZPO 三二八条の一項一号の意味における判決国は、州国家ということになるのは明かである。そうであれば、原則として、鏡像原則は、州国家に関連して適用されることになる。しかしながら、これらの鏡像原則を形式的に適用することを ZPO 三二八条の一項一号の法目的に照らして緩和すべきか否かの問題は、残る。ZPO 三二八条の一項一号の規定の目的は、被告を過剰な外国裁判籍の結果から守ることである。承認管轄は、ドイツ法上、国際裁判管轄となって現れるような本質的関連性を被告自らが判決国に作り出した場合にのみ存在することになる。アメリカとしての全体の国家が、裁判所体系の観点から唯一の排他的規則制定権を権利として要求しているならば、被告がこの裁判体系と十分な関連性を生み出しているか否かの調査の範囲内で、アメリカ全体の国に焦点を合わせるべきであろう、と。

また、原告によるフォーラムショッピングから被告を守る方途について、次のように述べる。

方法は、二つある。第一にZPO三二八条の一項四号が、第二に三二八条の一項一号が検査基準となるだろう。私見によれば、第一のやり方が良いと思われる。なぜならば、現在の段階では、濫用の場合を把握することが肝要だからである。鏡像原則を州に適用することは、ZPO三二八条の一項一号の法政策目的を超えており、アメリカの州政府との二国間の法的安定をおおいに損なうことになろう。従って、判決を下した裁判所がアメリカの州国家に帰属している場合でも、ZPO三二八条の一項一号は、法の趣旨から目的論的に制限されるべきである。この場合にも、鏡像原則は、アメリカ国家全体に適用されるべきであった、と。

## (2) 国際裁判管轄否定説

本件のオーバーラント裁判所判決やSchutzらは、判決を下した州——BGH一九九九年四月二九日判決の事案の場合、ウイスクンシン州——の裁判所の国際裁判管轄を否定する。その根拠を次のように説明する。

まずOLG Hamm, Urteil vom 4.6.1997は、次のように述べる<sup>(12)</sup>。

このような執行判決は本件では、認められない。なぜならば、アメリカの執行名義はZPO三二八条一項一号に従えば、承認を拒絶されるべきだからである。ZPO三二八条に従えば、外国裁判所が所属する国Staatの裁判所がドイツ法からみて管轄を有していないとき、外国判決の承認は拒絶される。本件では、ドイツ法に従えば、ウイスクンシン州には国際裁判管轄がない。ドイツの管轄規定を鏡像原則的に適用すると、本件では、判決国の裁判所の国際裁判管轄に関する関連性として、ZPO二三条による財産所在地の特別裁判籍が考えられる。被告はいかなる時もウイス



コンシン州に如何なる財産も所有していなかったのは明らかである。アメリカの他の州、すなわちイリノイ州に被告が財産を所有していたことは、重要ではない。当裁判所の見解によれば、いわゆる地域的不統一法国においては、自立的立法と裁判所組織を有している個々の州が判決国として見なされるべきである。

当裁判所は、アメリカのような地域的不統一法国においては管轄の関連性は領土たる国全体との関連性で十分であると主張する判例ないし学説を否定する。当該見解は、判決国全体の中で裁判を分配することは、ZPO三二八条一項一号によれば、判決国内部の先決事項であって、たいした問題ではないと主張する。しかしながら、当裁判所は、他の多くの判例学説に与して、ZPO三二八条一項一号の意味における判決国として、個々の州をすべきとすることと合致し、を正当と考える。このような見解は、アメリカの個々の州が独立した法体系と裁判制度を有していることと合致し、ZPO三二八条一項五号の意味における相互の保証があるか否かという問題について、アメリカの個々の州を基準として実務と一致する。EGBGB四条二項が説明しているように、*Statut*の概念は、国際法の主体としての全体国家と一致すべき必然性はないのである。同様に、独立した部分的法体系を有する、全体国家の一部をも国家の概念として考えられる。特筆すべきことに、判例と学説は、相互の保証の範囲で、ZPO一一〇条二項一号の訴訟費用の補償の免除の問題について、地域的不統一法国の個々の州をのみを検討の対象としている。さらに、ここで主張されている見解は、ZPO三二八条一項一号の意味と目的においても妥当する。これらの規定は、ドイツにおける裁判を受け、首尾一貫した義務の概念を目指しており、同時に事実上被告保護を図っているのである。国際裁判管轄の範囲で、ドイツの民事訴訟の規定によれば、対応する関連性を被告が有している個々の州の裁判所が焦点とされているときは、特別なやり方で、被告の利益が斟酌されているのである。裁判管轄との関係を、アメリカの主権の全範囲との関係でとらえることは、被告保護の観点に誤らせるものである、と。



Schutze's OLG Hamm, Urteil vom 4.6.1997の評釈において次のように述べる<sup>(13)</sup>。

外国民事判決を承認執行する際の状況は様々である。ドイツの判決の効力をニューヨーク州に及ぼそうとするとニューヨーク州法に従うし、イリノイ州の場合にはイリノイ州法に従うのである。それゆえ、連邦国家であるアメリカではなく、個々の州の国家がZPO三二八条一項一号の意味での判決国として見なされるべきである。

個々の国家(州)は、外国民事判決の承認執行について様々かなり異なる法規をそれぞれ施行しており、外国民事判決の効力を拡張させるための連邦法規則というものはない。それゆえ、個々の州の国家の観点からのみ、国際裁判管轄の有無を判断することは正しいのである。イリノイ州の裁判所の判決について、承認要件たる管轄の調査をする限りでは、国際裁判管轄がニューヨーク州の裁判所にあるか否かは、管轄がアルゼンチンにあるか中国にあるかと同様、重要ではないのである。

それゆえ、OLG Hammの判決はこれらの観点から賛成されるべきである、と。

Schackは、概説書において次のように述べる<sup>(14)</sup>。

アメリカの個々の州は、州裁判所のみならず連邦裁判所にも適用される、それぞれ独自の私法と手続法を有している。それゆえ、ドイツの判決をアメリカで承認する場合には、アメリカで下された判決をドイツで承認するのは反対に、アメリカの州法が問題となる。このことは、ZPO三二八条一項五号の相互の保証の場合にも妥当するし、アメリカの連邦裁判所ないし州裁判所から下された判決を承認する場合の鏡像原則にも妥当する、と。

Roth 氏、BGH, 29. 4. 1999 の判例評釈において、次のように述べる。<sup>(15)</sup>

ZPO 三二八条一項一号の規定は、外国裁判所の国際裁判管轄のみを問題としており、事物管轄や土地管轄とは関わりを持たない。判断基準は、ドイツ法である。鏡像原則にしたがって判断されるのは、ドイツ法を当該外国に適用した場合、これらの国のある裁判所が管轄を有していたか否かである。承認管轄の範囲は、ドイツが自らに求める判決管轄の範囲と同じである。アメリカのような、独自の法と裁判所を有する不統一法国の場合、アメリカ全体の中のある裁判所が管轄を有していただけでは十分ではない。反対に、本件ではウイスコンシン州の裁判所が国際裁判管轄を有していたことが必要である、と。

#### 四 結び——日本において承認執行する場合の間接管轄の要件について

以上のように、判決国が地域的不統一法国である場合に、ドイツ法からみて管轄を有する裁判所と異なる州の裁判所が判決を下した場合、国際裁判管轄を肯定する見解は、①アメリカという一つの国を領土的に分断することをよしとしない<sup>(16)</sup>、②準拠法の適用から被告を保護する役割を国際裁判管轄の要件は担っていない<sup>(17)</sup>、③国内の裁判組織のあり方は、当該国家の専決事項であって、ZPO 三二八条一項一号との関係では、些細な判決国内の内部事情である<sup>(18)</sup>。④州ごとに国際裁判管轄を認める見解にたつと、連邦制国家よりも中央主権国家の場合のほうが外国判決の承認可能性が広がる<sup>(19)</sup>、⑤州ごとに国際裁判管轄を認める見解にたつと、アメリカと異なって、州裁判所と連邦裁判所が非常に似ている国家の場合、何を国際裁判管轄として認めるかが不明となること<sup>(20)</sup>、を根拠に挙げている。

それに対し、国際裁判管轄を否定する見解は、①判決国が地域的不統一法国である場合に、各州が自立的立法と裁

判所組織を有していること<sup>(21)</sup>、②相互の保証の要件の場合、州ごとに要件を審査する実務に合致していること<sup>(22)</sup>、③Seatの概念は、国際法の主体としての国家と一致する必然性はないこと<sup>(23)</sup>、④ドイツの判決の効力をニューヨーク州に及ぼそうとするとニューヨーク州法に従うし、イリノイ州の場合にはイリノイ州法に従うこと<sup>(24)</sup>、を根拠に挙げる。結局のところ、ドイツでは、各州が自立的立法と裁判所組織を有していることをどう評価するかで、見解が分かれるのである。

以上をふまえた上で、日本で地域的不統一法の判決の承認執行が求められたが、当該判決を下した州が、日本法からみて管轄を有する州と異なっていた場合を考えてみる。

まず、外国判決を承認執行する場合の要件として、いわゆる間接管轄が問題となるが、ドイツの通説によれば、間接管轄について、判決国の事物管轄や土地管轄は問題とならない<sup>(25)</sup>。日本ではこのことを直裁にのべた論考はあまり見あたらないが<sup>(26)</sup>、当該外国の事物管轄や土地管轄は問題とならないことに異論はないものと思われる<sup>(27)</sup>。

そうだとすると、判決国が地域的不統一法である場合に、当該判決を下した裁判所がどの州の裁判所であるかを問題にすることは、ドイツの国際裁判管轄肯定説が主張するように、アメリカという国を分断することになる。果たして、それは妥当なのであろうか。確かに、アメリカの各州は自立的立法と裁判所組織を有している。その意味では、一口に連邦制と言っても、ドイツの連邦制とかなり異なり、州の集合体というより、国家の集合体といったほうがより適切かもしれない。しかしながら、通常の事物管轄や土地管轄違いは判決国手続内の瑕疵とされ、外国判決の承認執行手続では問題とされない。それなのに、アメリカのような地域的不統一法で問題とされるのは、結局のところ、準拠法が問題とされているからであるように思われる。すなわち、アメリカでは、州ごとに実定法が異なる。その結果、アメリカにおいて裁判する州が異なると、単に裁判を行う場所が変わるというだけでなく、適用される実

体法規——準拠法——も異なってくる。この点を考慮するか否かが、真の問題の分かれ目となっているのではないだろうか。

この点について、BGHは、ZPO三二八条一項五号のみが準拠法に関わるのであって、準拠法がどのようになるかは一号の管轄要件の関心外であるとする<sup>(28)</sup>。日本においても、準拠法は、外国判決承認執行の要件とされていない。従って、基本的には、アメリカのような地域的不統一法国といえども、当該外国内部のどこかに、日本法からみて国際裁判管轄が存在すれば、管轄要件を充足していると言えよう<sup>(29)</sup>。

問題があるとすれば、専属管轄（合意管轄をも含む）の場合であろう。すなわち、日本法からみて、<sup>(30)</sup> 専属的裁判管轄がある州に認められる場合に、それとは異なる他の州の裁判所から判決が下されていた場合、当該判決を何のためらいもなく承認執行できるであろうか。とりわけ、専属的合意管轄がなされていた場合、当該約定された管轄地で裁判を受ける当事者の利益を全く考慮しなくてよいかは、問題であろう。しかしながら、国際裁判管轄の決定の本質を民事裁判機能の国際的な配分の問題と理解する限り、承認執行を求められた判決を下した裁判所が、日本法からみて判決国とされるべき国に存在する限り、基本的に国際裁判管轄の要件は充足していると言わざるを得ないのではないだろうか。<sup>(31)</sup> とはいえ、これは判決国が不統一法国であるか否かとは直接関係がなく、専属管轄ないし合意管轄に固有の問題であろう。従って、この点については問題点を指摘するにとどめて、結びとしたい。

(一) ドイツの概説書でも、直裁にこの問題を取り扱っているものは多くない。例えば、Martiny, Handbuch des Internationalen Zivilverfahrensrechts Band III/1, 1984, Rn. 661 は、次のように解説するにすぎず、判決国が地域的不統一法国であるか否かには、関心をよせていない。「ドイツの間接管轄規定に従って、当該外国国家のまさに判決を下した裁判所あるいは他の裁判所のどこかが国際裁判管轄を有していたか否かが重要である。判決を下した国が国際裁判管轄権を有していれば、どこの裁判所に管轄が認められ

るべきであったかは、もはやどうでも良いことなのである。ZPO三二八条一項一号の文言は、様々な国家の管轄範囲を対象としているのであって、様々な外国裁判所の管轄範囲を対象としているのではないのである。外国裁判所の具体的な管轄が問題となるならば、当該規定の裁判所 *Gerichte* という複数形の文言が、意味不明になってしまふ。従って、判決を下した裁判所それが、判決国内で有効な規定に従って、土地管轄を有していた、事物管轄を有していたか、審級管轄を有していたかは重要ではない。

- (2) IPRax 2001, 230; IPRax 2001, 195
- (3) RIW 1997, 1039.
- (4) この事案の問題は、送達など多岐に上っているが、本稿の問題関心とは関係がないので、割愛した。
- (5) ZPO三二八条の財産所在地の管轄が肯定されるか否かが問題となった。
- (6) IPRax 2001, 231
- (7) IPRax 2001, 231
- (8) IPRax 2001, 232
- (9) Nagel / Gottwald, IZPR, 5. Aufl. 2002, Rdnr. 154.
- (10) Geimer, International Zivilprozessrecht, 5 Aufl. 2005, Rdnr. 2900.
- (11) Haas, IPRax 2001, 198.
- (12) RIW, 1997, 1040.
- (13) Schutze, RIW, 1997, 1041.
- (14) Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht, 3. Aufl. 2002, Rdnr. 906.
- (15) Roth, ZZP, 112, 484.
- (16) IPRax 2001, 231
- (17) IPRax 2001, 232
- (18) Nagel / Gottwald, IZPR, 5. Aufl. 2002, Rdnr. 154.
- (19) Geimer, a. a. O. (10) Rdnr. 2900.
- (20) Geimer, a. a. O. (10) Rdnr. 2900

- (21) RIW, 1997, 1040; Roth, ZfP, 112, 484.
- (22) RIW, 1997, 1041
- (23) RIW, 1997, 1041
- (24) Schutze, RIW, 1997, 1041
- (25) Martiny, a. a. O. (1) Rn. 661; Schack, a. a. O. (14) Rdnr. 836; Geimer, a. a. O. (10) Rdnr. 2898.
- (26) 「判決裁判所が特別管轄を有することまで要求するものではない。例えば、日本の国際民事訴訟法上、不法行為事件につき、不法行為地国は一般管轄権を有するとの原則を認めてよいが、その国の裁判所が下した判決なら、具体的な不法行為地裁判所の判決でなくても、間接的一般管轄の要件は充たされたことになる」とするのは、鈴木忠一・三ヶ月章編『注解民事執行法(1)』(青山善充)三九七頁(第一法規出版、一九八四年)
- (27) 通説ないし近時の有力説が間接管轄を語るときに問題としているのは、直接管轄と間接管轄の基準が同一であるべきか否かなどであって、判決を下した裁判所ではなく、判決国の裁判管轄権の有無を問題にしている。高田裕成「財産関係事件に関する外国判決の承認」澤木敬郎・青山善充編『国際民事訴訟法の理論』三九二頁(有斐閣、一九八七年)、石黒一憲『国際民事訴訟法』二二〇頁(新世社、一九九六年)、河野俊行「間接管轄」高桑昭・道垣内正人編『新・裁判実務大系(3) 国際民事訴訟法』三二六頁(青林書院、二〇〇二年)など。
- なお、国際裁判管轄の解釈についての通説は、いわゆる管轄配分説である。管轄配分説は、国際裁判管轄の問題は、国際社会における裁判機能を各国裁判機関に分配することであるという理解を出発点にしている。従って、管轄配分説の考えにたつ限り、各国に裁判管轄があるかないかだけが問題となり、判決を下した裁判所それ自体が国際裁判管轄を有するか否かは問題とならない。管轄配分説については、池原季雄「国際的裁判管轄権」新・実務民事訴訟講座(7)一八頁(日本評論社、一九八二年)など。
- (28) IPRAx 2001, 232
- (29) さらに付言するならば、連邦裁判所と州裁判所が併存する場合、連邦裁判所の判決ならば国際裁判管轄が問題とされることはないのに、州裁判所ならば国際裁判管轄の有無が問われるという、二重の基準が生じることも問題であろう。
- (30) 国際裁判管轄が認められる根拠は、判決国と承認国で異なっても問題ないと思われる。Schack, a. a. O. (14) Rdnr. 836
- (31) 専属的合意管轄の場合、不上訴の合意をしている、(特定の裁判所で一回限りの裁判で終わらせる合意をしていた)、かつ当該合意



管轄の存在を当該外国裁判所に申し出たが無視されたなどの事情があれば、当該外国判決の承認執行を拒絶しても良いのではないかと考える。なぜなら、特定の裁判所で一回限りで裁判を終わらせたい趣旨で、当事者が合意管轄を合意した場合、私的自治の原則からいって、当該当事者の意図は最大限、尊重されるべきだと思ふからである。